

## 組織運営規程の改定について

平成30年5月20日の第1回理事会において 組織運営規定 第9章の改定を致しましたので通知いたします

### 【 旧：改定前 】

#### 第9章 部会

第21条 定款第4条第2号から第4号に基づき、当法人に部会を設置する。

第22条 部会は前項に掲げた定款の目的を達成するための学術研究を目的とする。

- 2 部会は、その活動の情報を公開すること。
- 3 部会の活動を通じて社会及び当法人に不利益を生じさせないこと。

### 【 新：改定後 】

#### 第9章 部会

第21条 定款第4条に基づき、当法人に部会を設置する。

第22条 部会は前項に掲げた定款の目的を達成するための活動を行うこととする。

- 2 部会は、その活動の情報を公開すること。
- 3 部会の活動を通じて社会及び当法人に不利益を生じさせないこと。

#### 附則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日(平成22年11月1日)から施行する。
- 3 この規程は、平成28年5月22日に改定し同日より施行する。
- 4 この規程は、平成30年5月20日に一部改定し同日より施行する。